

令和元年 第8回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和元年8月26日(月)

令和元年 第8回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和元年8月26日(月)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：戸矢信男 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪	

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	×	—	橋爪 一松	○
2	川田 貴之	×	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	○	—	横尾 邦雄	○
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	○
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	○
7	並木 利明	○	—	石関 準一	○
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	×
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	○	—	岩田 弘一	○
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和元年第8回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号3番 藤島 廣二 委員 議席番号4番 黒澤 順子 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第18号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>日程第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。3条案件は1件になります。 譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△、655㎡、農業振興地域外の白地でございます。地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約200m、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人の耕作面積は179,094㎡、うち自作が169,094㎡、借受が10,000㎡でございます。従業者数は8人、機械に関してはトラクター7台、耕うん機3台、田植機2台、コンバイン2台、管理機10台、軽トラック6台を所有、作付品目は米及び野菜とのことです。譲受人は79歳の兼業農家であり、従業者が多く経営規模拡大の為申請となりました。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>

日程第3 議案第19号 農地法第4条の規定による 許可申請について	和田山 玉彦委員	問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第4条の説明をさせていただきます。4条案件は2件になります 1番は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇氏の転用です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 694 ㎡、地目は畑、転用目的は長屋住宅、申請人の職業は農業、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種 農地です。申請地は駅に近く区画整理地内で周辺は借家の需要が見込まれるため、申請するものです。 2番は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇氏の転用です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 682 ㎡、地目は畑、転用目的は太陽光発電設備、申請人の職業は自営業、形態は新設、申請地は農業振興地域外 の第3種農地です。太陽光発電設備を設置して、新規に売買を行うため、申請するものです
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	橋爪 一松 委員	1番について 周りは全部住宅地なので問題ありません。

<p>日程第4 議案第20号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	和田山 玉彦委員	<p>2番について 問題ありません。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第4 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から22番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。 今月は案件が通常転用2件、一時転用20件の合計22件でございます。 1番ですが、借人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 303㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅です。親子関係でございます。借人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地です。宅地に接続しています。借人は現在借家暮らしをしており、自己用住宅を建設するため申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 268㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしのため、子供の成長に伴い手狭になっ</p>

	<p>議長</p> <p>板垣 幸一 委員</p>	<p>たため申請するものです。こちらにつきましては、平成9年に一度許可済みになった場所です。3番から一時転用になります。</p> <p>3番ですが、賃借人 本庄市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇、賃貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外3筆 13, 493. 6㎡、地目は畑、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場及び搬出入路、賃借人の職業は建材業、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から15mほどです。こちらにつきましては現在も搬出入路として使用中でありまして、継続して使用したいための申請でございます。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>つづきまして4番から22番の19案件につきましては、すべて東京電力による鉄塔の建て替え工事に伴う一時転用でございますので、一括でご説明をさせていただきます。工事の内容につきましては、今回の工事範囲であります西金から宮本までの鉄塔13基の内7基を建て替え、6基は撤去する計画と伺っております。今月の申請は、建て替え工事に関連する箇所であります。現在の鉄塔の高さが約30m、大正13年に建てられたため約95年経っています。現在の鉄塔を50m～60mに高くする工事になります。この工事に伴い鉄塔周辺の工事用地及び工事車両等の搬入が必要となりますので搬出入路のための申請でございます。申請の内訳ですが、番号5、6、10、18、21、22については工事用地です。番号4、9、13、15、17、19につきましては搬出入路でございます。番号8、11、12、14、16、20、こちらは工事に伴う大型重機が約40トンあり重さの関係で、現場の近くの忍保川の橋を渡れないため、西側の三東興業より入り忍保の北側を通って各鉄塔に向かう予定ですが、重機が長さ15～16メートル、重さ40トンあるため、車両が曲がるのが難しい箇所につきましては曲がり角の拡張用地のための申請になります。7番は交差点の近くに鉄塔があるため、迂回用地になります。撤去する鉄塔は6か所ありますが、こちらについての工事用地及び搬出入路等につきましては来月申請と伺っております。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について</p>
--	---------------------------	--

		問題ありません。
	斉藤 直 委員	2番について 再度申請の場所で問題ありません。
	石関 準一 委員	3番について 問題ありません
	清水 晴保 委員	4番・5番について 問題ありません。
	須賀 庄衛 委員	6番・7番・8番・9番・10番・11番・12番・13番・15番・17番・18番について 問題ありません。
	松下 幸治 委員	14番・16番・20番・21番について 問題ありません。
	根岸 好行 委員	19番・22番について 質問ですが工事がとっくに終わって更地になっている。今更申請があがっている理由は
	事 務 局	19番・22番につきましては宮本になります。ここから昨年度本庄境4基は昨年工事をし、今月昨年度の工事が終了しました。そのため、一度農地に戻して再度もう一度今回申請になります。そのため更地となっています。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。

<p>日程第5 議案第21号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積計画（案）に ついて</p> <p>日程第6 議案第22号 農地中間管理事業に係る農</p>	議 長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思います。賛成委員の方の挙手をお願いします。 ～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第5 議案第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）について、事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>【議案説明】 上里町では、平成27年度より農地中間管理事業を実施しております。 令和元年度の農地中間管理事業では、中部第四等地区が推進地区となりました。議案の12ページから22ページに記載の農地について農林公社を通じての貸し借りをしたい旨の要望がございました。本議案は、農林公社へ農地を貸し付ける旨のものでございます。長幡地区から今年度の推進の中部第4等地区を併せまして268筆42万7千925㎡になります。農林公社へ農地を貸し付けるには、農業委員会の承認が必要でございまして、審議の程、よろしく願いいたします。</p>
	議 長	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり承認することに決定いたします。</p>
議 長	<p>日程第6 議案第22号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、事務局による説明を求めます。</p>	

<p>用地利用配分計画（案）について</p>	<p>事務局</p>	<p>【議案説明】</p> <p>先ほどご審議いただき、農林公社への農地の貸し付けが承認されたところでございますが、本議案はその農地を農林公社が耕作者へ貸し付ける旨の議案となっております。24ページの1番から46ページに記載されている農地は、先ほどの議案に記載されていた農地とまったく同じものです。農林公社から耕作者への貸し付けについても農業委員会の承認が必要となっておりますので、審議の程、よろしくお願いたします。</p>
<p>日程第7 議案第23号 上里農業振興地域整備計画の「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」について</p>	<p>議長 議長 議長 議長 議長 事務局</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p> <p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p> <p>ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p> <p>挙手全員でありますので、申請どおり承認することに決定いたします。</p> <p>日程第7 議案第23号 上里農業振興地域整備計画の「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」について、事務局による説明を求めます。</p> <p>【議案説明】</p> <p>産業振興課農政商工係の岸です。説明させていただきます。</p> <p>農振除外等の案件でございます。農振農用地いわゆる青字を農振除外しまして、分家住宅等にする場合には農振法の第13条以降におきまして農業振興地域整備計画の変更が必要となっております。法律において除外できる場合の要件の中に、土地改良事業完了後8年を経過した土地であることと定められております。上里町では上里西部土地改良区と平成25年度に完了した、国営神流川排水事業がまだ未完成、8年未経になっております。農振法の規則第4条の5、第1項第27条におきまして、町が地域の農業に振興に関する地</p>

		<p>方公共団体の計画を定めた場合は、農業委員会の意見を聞きまして、除外の手続きができるものでございます。町の計画につきましては、県や近隣市町村と調整をしまして、8年未経過の土地について例外的に分家住宅等の農振除外を行うことができるとするものです。今回の事案番号1～4の4件につきましては除外の前の手続きを行うものでございます。</p> <p>48ページをお開きください。</p> <p>1番の申請地は大字〇〇△△、登記簿地目は田、面積は2175㎡のうち376㎡、場所につきましては51ページに記載のとおりです。事業計画者は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇、除外目的は農家分家住宅であります。</p> <p>2番につきましては大字〇〇△△、登記簿地目は田、面積は547㎡のうち470㎡、場所につきましては52ページに記載のとおりです。事業計画者は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇、農家分家住宅の為、除外するものです。</p> <p>3番につきましては大字〇〇△△、登記簿地目は畑、面積は384㎡、場所につきましては52ページに記載のとおりです。事業計画者は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇、農家分家住宅の為、除外するものです。</p> <p>4番につきましては大字〇〇△△、登記簿地目は畑、面積は972㎡のうち500㎡、場所につきましては52ページに記載のとおりです。事業計画者は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇。現在群馬県前橋の社員寮に住んでおりますが会社勤めをしながら父の農業を手伝うため分家住宅を建設するものです。</p> <p>議 長 以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p> <p>議 長 質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p> <p>議 長 挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p>
--	--	--

<p>日程第8 議案第24号 上里農業振興地域整備計画 の変更について</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第8 議案第24号 上里農業振興地域整備計画の変更について、事務局による説明を求めます。</p> <p>49ページになります。</p> <p>上里農業振興地域整備計画の変更について、いわゆる農振除外等の案件でございます。年2回の受付をしております。今回は令和元年7月申し出5件でございます。農業振興地域整備計画につきましては、農業の健全な発展をかけるために設けられた農地を守るための計画です。しかしやむをえず農業以外に利用する場合につきましては、例外的に農振除外できます。ただし農振法第13項2項の除外案件にすべて満たされている場合が条件であります。内容につきましては農用地区域以外であり、また代替する土地がなく、また、農地の集団性を損なわないこと、土地改良施設に支障がないこと等あります。また農地転用許可の見込みのあることが条件です。</p> <p>今回の申し出5件のうち事案1～4番は先ほど23号で審議しまして承認いただきました分家住宅です。この4件は支障なしとさせていただきます。また詳細は割愛させていただきます。事案番号5番につきまして説明します。この案件につきましては国道17号本庄道路連絡線の交差点工事等に関する除外となっております。</p> <p>申請地は大字〇〇△△外5筆、登記簿地目は畑、面積は3,302㎡、場所につきましては51ページに記載しております。事業計画者は上里町大字〇〇△△△(株)〇〇〇〇、除外の目的につきましては、国道17号本庄道路連絡線の交差点工事等によりまして、会社の事務所と関連する施設が道路予定地に当たる為、事業を継続する事務所や施設等の用地確保が必要なため、隣接する農地を必要な面積分除外するものでございます。なお、この土地は土地改良事業等農業等登記がされておきませんので今回の除外案件に載せさせていただきますが23号には該当しませんでした。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p> <p>他に質疑がないようならば、採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p>
---	---	---

[閉 会]	議 長 会 長 代 理	<p>～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～ 挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>
----------	--------------------	--

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和元年 8 月 2 6 日

議 長

印

(藤島 廣二 委員)

署 名 人

印

(黒澤 順子 委員)

署 名 人

印